



福岡医発第 2130 号（地）
令和 6 年 11 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

今般、農林水産省より、北海道厚真町の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛に別添の事務連絡がなされ、本会に対しても福岡県保健医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、鳥インフルエンザの感染を疑う患者を診察した場合は、管轄保健所に連絡するよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6 疾病第 2 5 3 8 号
令和 6 年 1 0 月 2 4 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会长

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、鳥インフルエンザの感染を疑う患者を診察した場合は、管轄保健所に連絡するよう周知をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 長藤

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL : 092-643-3597 FAX : 092-643-3331

Email : nagafuji-n0428@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、北海道厚真町の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

引き続き、鳥インフルエンザのヒトへの感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）及び「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）に基づいた対応をお願いします。

また、今後、家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、「発生農場の従事者数」及び「体調不良者の有無」を確認の上、当課（調査・照会（一斉調査）システムに記載の担当者）あて、メールにてご報告いただきますようお願いいたします。

（参考）

- ・ 「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001166104.pdf>
- ・ 「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>
- ・ 「鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による獣医師等による届出について」（令和 4 年 11 月 17 日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001173120.pdf>

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

[Tweet](#) [印刷](#)

令和6年10月17日
農林水産省

本日（10月17日（木曜日））北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日10時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：北海道厚真町
飼養状況：約1.9万羽（肉用鶏）

2.経緯

- （1）昨日（10月16日（水曜日））、北海道は、道内厚真町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日 23時40分、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（10月17日（木曜日））9時45分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年10月17日（木曜日）10時00分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べるることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、植田
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)